

令和6年11月1日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、函館地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、本件対象文書は存在する旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

Teams を通じて庁内で共有されている函館地家裁作成の以下の資料

- ① 執務要領集（最新版）
- ② 庁内行事予定表（最新版）
- ③ 所長の Outlook 予定表（令和5年度分）

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示申出に対し、令和6年9月19日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 原判断庁において、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ、本件開示申出文書に該当するような文書は存在しなかった。
- (2) これに対し、苦情申出人は、「M365第二次先行導入の取組結果について」（令和5年12月の札幌高裁デジタル企画チームの文書）からすれば、本件対象文書は存在するといえる旨述べるが、当該文書に Teams を通じて原判断庁内

で本件開示申出文書を共有しているとの記載はなく、本件開示申出文書が存在しないことが不合理とは言えない。

(3) よって、原判断は相当である。